

事 務 連 絡  
平成 3 0 年 3 月 2 7 日

自動車運送事業者 各位

富山運輸支局首席運輸企画専門官  
(輸送・監査担当)

運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け拡大  
について

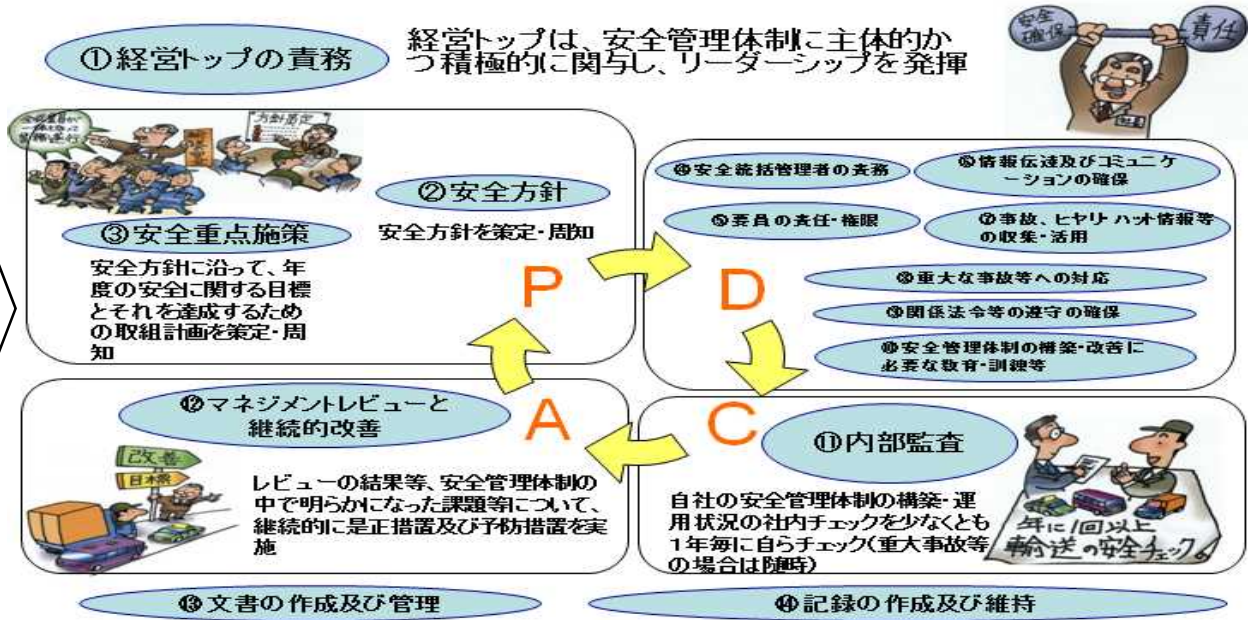
標記について、平成 29 年 12 月 28 日、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（平成 29 年国土交通省令第 73 号）が公布され、平成 30 年 4 月 1 日より、一般乗用旅客自動車運送事業者及び貨物自動車運送事業者（一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者が該当）のうちそれぞれ 200 両以上の事業用自動車を保有する事業者に対して、安全管理規程設定及び安全統括管理者選任の届出が義務付けられることとなりました。

つきましては、事業者として保有する車両が 200 両を超える事となる場合には、運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の設定及び安全統括管理者の選任の届出が必要となりますので、その旨了知願います。

平成30年  
4月1日  
から

# 運輸安全マネジメントに係る 安全管理規程の届出等の義務 付け対象が拡大されます！

運輸安全マネジメントの  
実施イメージ



1

## 安全管理規程の届出等の義務付け対象者について

事業の種別	義務付け対象事業者
一般乗用旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車を合計200両以上所有している事業者 (現行は300両以上所有している事業者が対象)
一般貨物自動車運送事業 特定貨物自動車運送事業 第二種貨物利用運送事業	左記事業の事業用自動車(被けん引車を除く。)をそれぞれ200両以上所有している事業者 (現行は300両以上所有している事業者が対象)
貸切バス事業	全ての事業者
乗合バス事業 (貸切委託運行の許可を得ているもの)	全ての事業者
乗合バス事業 (上記を除くもの)	乗合バス及び特定旅客の事業用自動車を合計200両以上所有している事業者
特定旅客事業	乗合バス及び特定旅客の事業用自動車を合計200両以上所有している事業者

※ 同一事業者で複数種類の事業許可を有する場合であって、上記のいずれか一つに該当するものは、安全管理規程の届出等が義務付けられます。

## 2

### 安全管理規程の届出等の実施期限について

- 安全管理規程の届出
- 安全統括管理者選任の届出

平成30年  
4月1日から  
6月30日まで

※ 平成30年4月1日以降に事業許可を受けて事業を經營しようとする者は、運行を開始する日までに安全管理規程の届出を行うとともに、遅滞なく安全統括管理者選任の届出を行わなければなりません。

上記の期限日を過ぎても、安全管理規程の届出等を確認できなかった場合は、法令に基づき、行政処分を受けることがありますので、十分に御注意下さい。

## 3

### その他の注意事項について

安全統括管理者を選任する場合は、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあって、かつ、運行の安全確保に関する業務、点検・整備の管理に関する業務又はこれらの業務等を管理する業務について、通算して3年以上従事した経験(合算することも可能)を有する者等の要件を満たすことが必要です。

安全管理規程や安全統括管理者選任の届出については、主たる事務所を管轄する運輸支局(輸送担当)に提出して下さい。

※ 従来からの義務付け対象である一般乗用旅客自動車運送事業者及び貨物自動車運送事業者等で、既に安全管理規程や安全統括管理者選任の届出を行っている場合は、今般の制度改革に伴う新たな手続きは不要です。

本件の詳細については、国土交通省(各地方運輸局、沖縄総合事務局)のホームページにも掲載しておりますので御覧下さい。その他、運輸安全マネジメントの実施に関して御不明な点がございましたら、以下の連絡先までお問い合わせ願います。

#### 【問合せ先】

主たる事務所を管轄する各地方運輸局 自動車交通部 旅客第二課または旅客課、  
貨物課、沖縄総合事務局 陸上交通課

主たる事務所を管轄する各運輸支局(輸送担当)

ホームページ <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03management/contact.html>



# 質 疑 応 答 集

## 問1

今般の制度改正は、どのような趣旨で実施されたのですか。

- 運輸安全マネジメント制度が創設から10年が経過し、自動車輸送分野における取組の一層の展開の必要性等の課題等が存在していることから、運輸審議会に諮問し、平成29年7月に運輸審議会より答申を得ました。同答申において、運輸安全マネジメント制度の対象範囲のさらなる拡大が求められたことを踏まえ、今般、一般乗用旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業及び第二種貨物利用運送事業者(以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。)において運輸安全マネジメント制度の対象範囲を拡大するものです。

## 問2

安全管理規程の届出等の義務付け対象となる事業者は誰ですか。

- 今般の制度改正により、一般乗用旅客自動車運送事業者等のうちそれぞれ200両以上の事業用自動車を保有する事業者が義務付けの対象となります(現行は、一般乗用旅客自動車運送事業者等のうちそれぞれ300両以上の事業用自動車を保有する事業者が義務付け対象)。

## 問3

義務付け対象事業者は、具体的にどのような手続きが必要となりますか。

- 安全管理規程の届出、安全統括管理者選任の届出を行う必要があります。なお、届出は事業者を単位として行うこととなります。(営業所毎ではありません)

## 問4

安全管理規程の設定方法を教えてください。

- 輸送の安全確保のための基本的な方針、実施の計画、管理体制等に関する事項を規定する必要があります。国土交通省のホームページに安全管理規程(ひな形様式)を掲載しておりますので、こちらを参考に、各事業者の運行実態を踏まえて設定して下さい。

## 問5

安全統括管理者は誰を選任すればよいですか。

- 安全統括管理者は、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあって、かつ、次の①～③のいずれかの業務を通算して3年以上従事した経験を有する者(①から③までの業務を組み合わせて3年以上従事した経験を有する者でも可能)から選任する必要があります。
- ①. 事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務
  - ②. 事業用自動車の点検及び整備の管理に関する業務
  - ③. ①・②の業務等の輸送の安全の確保に関する業務を管理する業務
- ※ ただし、一般乗用旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業に係る業務については期間に算入しない

## 問6

上記の要件を満たす者がいない場合、安全統括管理者は誰を選任すればよいですか。

- 安全統括管理者は、上記に掲げる者と同等以上の能力を有すると地方運輸局長が認める者についても選任することが可能ですので、詳細については、主たる事務所を管轄する運輸支局(輸送担当)までお問い合わせ下さい。

## 問7

安全統括管理者は、役員や運行管理者等との兼任も可能ですか。

- 安全統括管理者は、問5・問6の要件を満たしていれば、代表者や役員、運行管理者、整備管理者等との兼任も可能です。

(裏面もご覧下さい)

## 問8

安全管理規程や安全統括管理者選任の届出は、どこに提出すればよいですか。

- 安全管理規程設定や安全統括管理者選任の届出は、「届出書(様式)」(国土交通省ホームページに掲載)に必要事項を記載した上で、それぞれ主たる事務所を管轄する運輸支局(輸送担当)に提出して下さい。

## 問9

安全管理規程や安全統括管理者選任の届出の期限を教えてください。

- 安全管理規程や安全統括管理者選任の届出を、平成30年4月1日から平成30年6月30日までに提出する必要があります。ただし、平成30年4月1日以降に事業の許可を受けて事業を経営しようとする者は、運行を開始する日までに安全管理規程の届出を行うとともに、遅滞なく安全統括管理者選任の届出を行わなければなりません。(※平成30年3月31日以前に許可を受け、4月1日以降に運行を開始する場合を含む。)

## 問10

安全管理規程の変更や安全統括管理者の変更(解任)を行う場合の手続きを教えてください。

- 安全管理規程や安全統括管理者を変更する場合は、別途変更届を提出する必要があります。(変更届の提出様式・方法は問8と同様です)  
なお、安全管理規程変更届は変更後の安全管理規程を実施する日までに、また、安全統括管理者変更届は変更後遅滞なく提出する必要がありますので、御注意下さい。

## 問11

安全管理規程や安全統括管理者選任の届出を行わなかった場合、どのようになりますか。

- 期限を過ぎても、安全管理規程の届出、安全統括管理者選任の届出が確認できない場合は、法令に基づき行政処分を受けることがあります。また、道路運送法または貨物自動車運送事業法に基づき、百万円以下の罰金に処されこともありますので御注意下さい。

## 問12

今回新たに対象となる一般乗用旅客自動車運送事業者等が、同時に一般貸切自動車運送事業を営んでいる事業者の場合、安全管理規程はどのように規定すればよいですか。

- 今回新たに対象となる一般乗用旅客自動車運送事業者等が、同時に一般貸切自動車運送事業を営んでいる場合は、既に一般貸切自動車運送事業に係る安全管理規程を設定し届出しているかと存じますが、別途今回新たに対象となる事業について、安全管理規程を設定し届出を行わなければなりません。  
なお、当該届出済みの一般貸切自動車運送事業に係る安全管理規程を、今回新たに対象となる一般乗用旅客自動車運送事業等に準用しようとする場合にはご相談ください。

## 問13

安全管理規程の届出、安全統括管理者選任の届出を行った後は、具体的にどのような取組が必要となりますか。

- 運輸安全マネジメント制度は、安全管理規程や安全統括管理者選任の届出を行うだけで終わるものではありません。自ら策定した基本的方針を基に取組を計画的に実施し、取組の効果や管理体制を含む運営状況を見直し、必要に応じて改善を繰り返すこと(P・D・C・Aサイクル)で、輸送の安全性の更なる向上を図るものです。  
経営トップや安全統括管理者が中心となり、全社が一丸となって取り組み、社内に安全を最優先する風土・経営体質を定着させることが大切です。